

## 7202 輸出貨物を携帯して持ち出す場合の手続

出国する旅客が携帯して輸出する貨物のうち、輸出貿易管理令の規定による輸出の許可又は承認を要しないもので、総価額30万円程度以下のもの及び総価額が60万円以下の無償の商品見本（見本用としてのみ使用できるものに限る）又は宣伝用物品については、旅具通関扱いとして口頭による輸出申告を行うことができます。なお、輸出した事実等を証明する必要から輸出許可書が必要な場合は、「[輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書（税関様式C第5340号）](#)」2部と当該貨物の価額等を証明する書類を税関に提出することにより、許可書の交付を受けることができますので、出国する空港等を管轄する税関官署にお問い合わせください。

上記以外の貨物については、一般貨物の輸出通関手続と同様に業務通関扱いとなります。よって、出国するまでに税関の通関担当部門に「[輸出申告書（税関様式C第5010号）](#)」等を提出して許可を受けておく必要があります。この場合、税関手続に時間を要する場合がありますので、出国される空港等が決まりましたら当該空港等を管轄する税関官署に事前にお問い合わせください。

（関税法第67条、関税法基本通達67-2-7、67-2-8）